

議案第23号

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成27年2月24日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

福祉事務所嘱託医及び精神科嘱託医の報酬額等を明確にするため。

石岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

石岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表嘱託医の項中

「

福祉事務所嘱託医	日額	国の定める嘱託医師 手当等補助基本額
福祉事務所精神科業務委託医		

を

」

「

福祉事務所嘱託医	月額	60,800
福祉事務所精神科嘱託医	月額	14,000

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。